資料２－１

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し

平成２９年１月６日

１．基本指針見直しの主なポイント(第81 回部会（10月19 日）資料より）

（１）地域における生活の維持及び継続の推進

・地域生活支援拠点等の整備を一層進める。

・基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進する。

→

２．基本指針への主な反映

○成果目標①「施設入所者の地域生活への移行」へ反映(資料２-２)

○成果目標③「地域生活支援拠点等の整備」へ反映（資料２-２）

○地域生活支援拠点に求められる機能等について追記（資料２-２）

○基幹相談支援センターの更なる設置促進や主任相談支援専門員の確保について追記（資料２- ３- ６） など

１．基本指針見直しの主なポイント

（２）精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

・精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを政策理念として明確にする。

→

２．基本指針への主な反映

○成果目標②「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」へ反映（資料２-２）など

１．基本指針見直しの主なポイント

（３）就労定着に向けた支援

・就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。

→

２．基本指針への主な反映

○成果目標④「福祉施設から一般就労への移行」へ反映(資料２-２) など

１．基本指針見直しの主なポイント

（４）障害児のサービス提供体制の計画的な構築

・児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。

・ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図る。

→

２．基本指針への主な反映

○成果目標⑤「障害児支援の提供体制の整備等」へ反映(資料２-２)

○保健・医療・教育・就労支援等の関係機関との連携等について記載（資料２-２）など

１．基本指針見直しの主なポイント

（５）「地域共生社会」の実現に向けた取組

・高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みを作っていく方向性を盛り込む。

・住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、 地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。

→

２．基本指針への主な反映

○地域住民が主体的に地域作りに取組むための仕組み作りや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保、専門的な支援を要する者に対して、

各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的かつ総合的な支援体制の構築の重要性等について追記(資料２-３-１) など

１．基本指針見直しの主なポイント

（６）発達障害者支援の一層の充実

・地域の実情に応じた体制整備を計画的に図るため、発達障害者支援地域協議会設置の重要性を盛り込む。

・可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすることの重要性を盛り込む。

→

２．基本指針への主な反映

○発達障害者支援地域協議会の設置の重要性等について追記（資料２－３-４）

○活動指標に、発達障害者地域支援協議会の開催回数等を追加

（資料２-２、資料２-３-４）など

３．その他の基本指針見直しポイント

・障害を理由とする差別の解消の推進（資料２-３-２）

・障害者虐待の防止、養護者に対する支援（資料２-３-３）

・難病患者への一層の周知（資料２-３-５）

・意思決定支援及び成年後見制度の利用促進の在り方（資料２-３-７）

・情報公表制度による質の向上（資料２-３-８）

・利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実（資料２- ３- ９）

・障害福祉人材の確保（資料２-３-１０）